

健康保険の診療報酬決定方式改善法案

【健康保険法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

現行の診療報酬の決定方式は、医療の需給に係る状況等を適切に反映することができるものとなっていない。

→ 診療報酬の改定が、①医療の需給に係る状況等を勘案し、②定期的に、及び随時、行われるようにする必要がある。

厚生労働大臣は、①医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、②定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に係る厚生労働大臣の定めについて、必要な改定をするものとする。

この改正により、後期高齢者医療制度以外の公的医療保険制度に係る療養の給付に要する費用の額の算定についても、同様に措置されるようになる。

※施行期日：公布の日